

庄原市内の芸備線存続計画

令和元年 12 月

庄 原 市

目 次

1. 計画策定の趣旨	1
2. 芸備線の現状	1
3. 鉄道路線の廃止	6
4. 課題要因	7
5. 利用促進計画	8
6. 利便性向上計画	11
7. 事業スケジュール及び年度別事業費	12
8. 本計画における目標人員	12
9. 庄原市芸備線の存続に関する協議会設置要綱	13
10. 庄原市芸備線の存続に関する協議会委員名簿	15

1. 計画策定の趣旨

この計画は、三江線(三次市～島根県江津市)の廃止、芸備線の利用状況等を踏まえ、庄原市内の芸備線の存続に取り組むため、「庄原市芸備線の存続に関する協議会(平成29年10月設置)」での協議も踏まえ、関係の施策・事業を整理したものです。

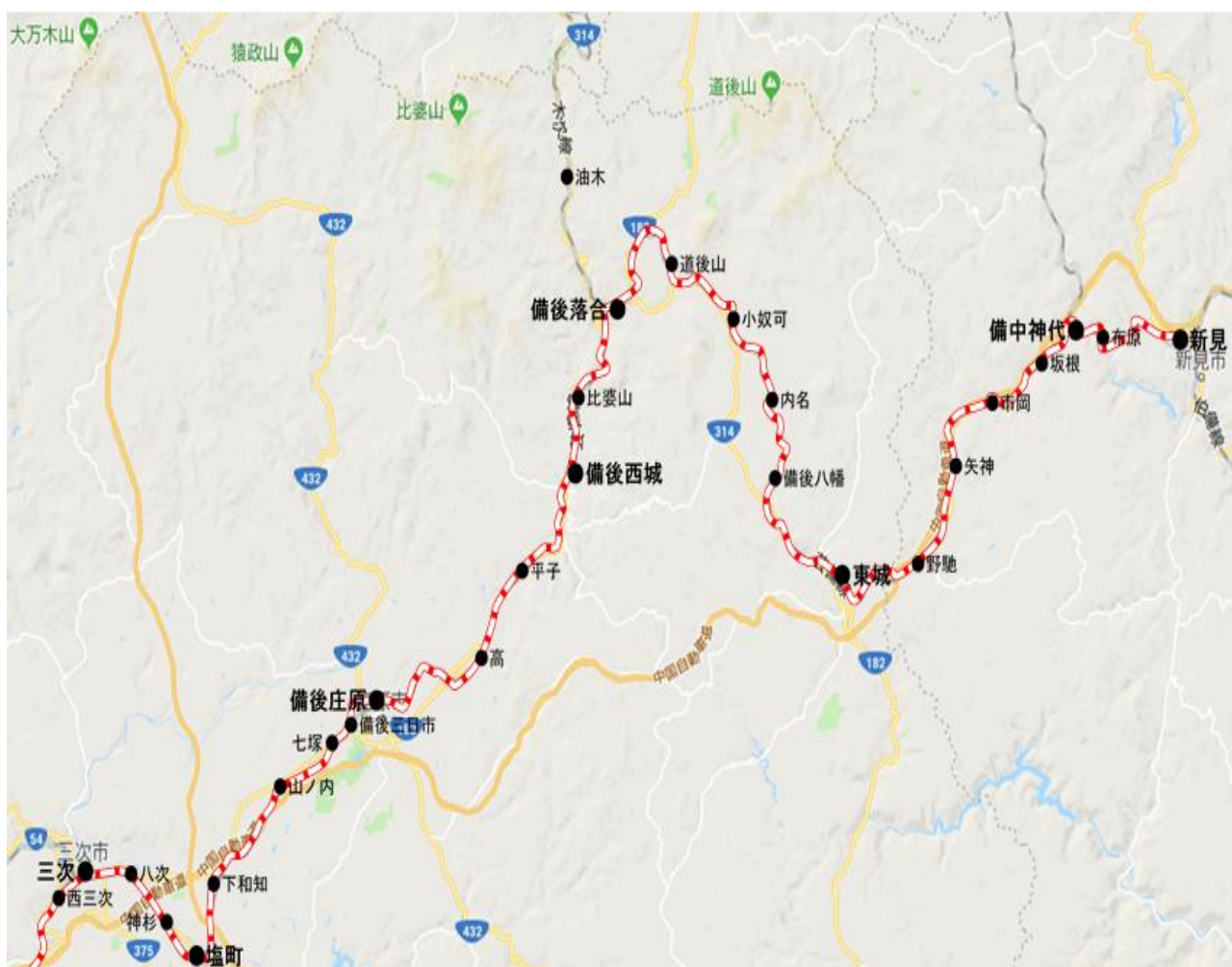
2. 芸備線の現状

芸備線は、備中神代駅(岡山県)を起点とし、広島駅を終点とする鉄道路線で、昭和11(1936)年10月に全通し、路線総延長は159.1km、総駅数は44駅となっています。

(1) 庄原市内の芸備線

庄原市内の路線延長は約56km、駅数は14駅で、すべて無人駅です。

なお、備中神代駅から備後落合駅まではJR西日本(株)・岡山支社管内、備後落合駅から広島駅までは広島支社管内となっています。



(2) 主要駅の駅舎

【備後庄原駅】



駅舎建築：大正12年
駅舎所有：庄原市
土地所有：J R 西日本㈱
券売業務：個人に委託
施設利用：集会施設

【備後西城駅】



駅舎建築：昭和9年
駅舎所有：庄原市
土地所有：J R 西日本㈱
券売業務：西城町観光協会に委託
施設利用：観光協会事務所、美容室、ギフトショップ、
そば屋

【備後落合駅】



駅舎建築：昭和10年
駅舎所有：J R 西日本㈱
土地所有：J R 西日本㈱
券売業務：なし
その他：ボランティアガイドあり

【東城駅】



駅舎建築：昭和5年
駅舎所有：庄原市
土地所有：J R 西日本㈱
券売業務：えびすに委託
施設利用：塾

(3) 市内駅での乗車人員の推移(平成10年度平成28~30年度) JR西日本(株)岡山支社提供 単位:人

		平成10年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
山内駅	年間		396	447	496	
	1日平均		1.1	1.2	1.4	
七塚駅	年間		1,161	1,168	919	
	1日平均		3.2	3.2	2.5	
備後三日市駅	年間		571	803	733	
	1日平均		1.6	2.2	2.0	
備後庄原駅	年間	91,365	52,035	55,021	42,174	
	1日平均	250.3	142.6	150.7	115.4	
高駅	年間		727	489	546	
	1日平均		2.0	1.3	1.5	
平子駅	年間		463	479	872	
	1日平均		1.3	1.3	2.4	
備後西城駅	年間	39,282	17,295	15,930	12,378	
	1日平均	107.6	47.4	43.6	33.9	
比婆山駅	年間		1,190	1,079	1,094	
	1日平均		3.3	3.0	3.0	
備後落合駅	年間	17,393	4,573	4,573	4,719	
	1日平均	47.7	12.5	12.5	12.9	
道後山駅	年間		19	29	23	
	1日平均		0.1	0.1	0.1	
小奴可駅	年間		385	378	359	
	1日平均		1.1	1.0	1.0	
内名駅	年間		106	837	679	
	1日平均		0.3	2.3	1.9	
備後八幡駅	年間		13	24	16	
	1日平均		0.0	0.1	0.0	
東城駅	年間	34,048	3,758	4,504	3,852	
	1日平均	93.3	10.3	12.3	10.6	
計	年間		82,692	85,761	68,860	
	1日平均		226.6	235.0	188.7	

参考

三次駅	年間	204,754			153,654
	1日平均	561.0			421.0

【市内芸備線の平均通過人員(1日1km当たりの人数)】 JR西日本(株)提供

区間	営業キロ	平成27年度	平成28年度	平成29年度
備中神代駅～東城駅	18.8km	87人	81人	86人
東城駅～備後落合駅	25.8km	8人	9人	13人
備後落合駅～三次駅	45.7km	216人	225人	238人

参考

三次駅～狩留家駅	48.2km	1,503人	1,381人	1,410人
----------	--------	--------	--------	--------

(4) 庄原-広島間の公共交通機関の比較 (平日ダイヤ)

■ JR(三次駅で乗り換え) 片道運賃・1,690円 (令和元年11月1日現在)

	備後庄原駅	三次駅	広島駅	三次駅	備後庄原駅	所要時間
1	7:30	8:11	9:32			2時間02分
2	8:30	9:06	10:54			2時間24分
3	9:53	10:30	11:58			2時間05分
4	15:31	16:09	17:34			2時間03分
5	18:02	19:04	20:56			2時間54分
6	20:05	20:43	22:21			2時間16分
1			5:43	7:49	8:22	2時間39分
2			11:05	13:01	13:37	2時間32分
3			12:35	14:58	15:31	2時間56分
4			14:05	16:27	16:59	2時間54分
5			16:05	17:29	18:02	1時間57分
6			18:05	19:32	20:05	2時間00分

備後庄原駅～広島駅 1日6往復 1時間57分～2時間56分

■高速バス 片道運賃・1,950円

(令和元年11月1日現在)

	庄原BC	広島BC	広島駅	広島BC	庄原BC	所要時間
1	6:17	7:53	8:03			1時間46分
2	6:39	8:15	8:25			1時間46分
3	7:07	8:43	8:53			1時間46分
4	7:30	9:32	9:42			2時間12分
5	8:00	9:55	10:05			2時間05分
6	9:00	10:55	11:05			2時間05分
7	10:28	12:32	12:42			2時間14分
8	10:58	12:55	13:05			2時間07分
9	12:00	13:55	14:05			2時間05分
10	13:00	14:55	15:05			2時間05分
11	14:02	15:53	16:03			2時間01分
12	15:00	16:55	17:05			2時間05分
13	15:50	17:47	17:57			2時間07分
14	16:50	18:45	18:55			2時間05分
15	17:12	19:03	19:13			2時間01分
16	18:10	20:05	20:15			2時間05分
17	19:00	20:55	21:05			2時間05分
1				6:18	8:15	1時間57分
2				8:05	10:09	2時間04分
3			8:30	8:45	10:38	2時間08分
4			8:45	9:00	10:53	2時間08分
5			9:30	9:45	11:42	2時間12分
6			10:05	10:20	12:12	2時間07分
7			11:05	11:20	13:22	2時間17分
8			12:05	12:20	14:17	2時間12分
9			13:05	13:20	15:12	2時間07分
10			14:05	14:20	16:17	2時間12分
11			14:45	15:00	16:53	2時間08分
12			15:45	16:00	17:53	2時間08分
13			16:45	17:00	18:53	2時間08分
14			17:45	18:00	19:37	1時間52分
15			19:05	19:20	21:22	2時間17分
16			20:25	20:40	22:42	2時間17分
17			21:15	21:30	23:32	2時間17分

庄原BC～広島駅 1日 往路17便・復路15便 1時間46分～2時間17分

3. 鉄道路線の廃止

(1) 近年の廃止路線

廃止時期	路線名称	所管会社	全線・一部の別
H31. 3. 31	石勝線(せきしょうせん)	J R北海道	一部
H30. 3. 31	三江線(さんこうせん)	J R西日本	全線
H28. 12. 4	留萌本線(るもいほんせん)	J R北海道	一部
H26. 5. 12	江差線(えさしせん)	J R北海道	一部
H24. 3. 30	岩泉線(いわいずみせん)	J R東日本	全線

(2) 鉄道廃止に関する規定

鉄道事業法（昭和61年法律第92号）

（事業の廃止）

第28条の2 鉄道事業者は、鉄道事業の全部又は一部を廃止しようとするとき（当該廃止が貨物運送に係るものである場合を除く。）は、廃止の日の1年前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、鉄道事業者が前項の届出に係る廃止を行った場合における公衆の利便の確保に関し、国土交通省令で定めるところにより、関係地方公共団体及び利害関係人の意見を聴取するものとする。

3 国土交通大臣は、前項の規定による意見聴取の結果、第1項の届出に係る廃止の日より前に当該廃止を行ったとしても公衆の利便を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨を当該鉄道事業者に通知するものとする。

4 鉄道事業者は、前項の通知を受けたときは、第1項の届出に係る廃止の日を繰り上げることができる。

5 鉄道事業者は、前項の規定により廃止の日を繰り上げるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 鉄道事業者は、鉄道事業の全部又は一部を廃止しようとするとき（当該廃止が貨物運送に係るものである場合に限る。）は、廃止の日の6月前（利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、廃止の日の3月前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4. 課題要因

市内の芸備線利用者が減少した主な要因は、次のとおり整理できますが、いずれも社会経済環境の変化に属する事項であるとともに、利用者の減少が利便性の低下を招き、利便性の低下が利用者の減少を招くという「負のスパイラル構造」となっています。

また、定時性・大量輸送という鉄道が有する機能・特性は理解されているものの、高速バスの利便性向上などにより、鉄道利用が選択されない状況となっています。

- (1) 人口の減少
- (2) マイカーの普及（免許所持者の増加）
- (3) 高速バスとの路線競合
- (4) 高速バスの利便性向上
- (5) 鉄道の利便性低下（運行本数の減、市内はすべて各駅停車、三次駅・備後落合駅で乗り換えが必要 など）

5. 利用促進計画

市民の利用は、徐々に減少した経緯などから、著しい回復は困難と考えられるため、市民利用の促進を図りつつ、市外からの利用者増加に取り組みます。

(1) 市内外への情報発信

芸備線に対する市民の愛着を醸成するとともに、市外からの利用者を誘導するため、情報発信に努めます。

① 「広報しょうばら」による情報発信（令和2～3年度）

2ヶ月に1回、市内の芸備線に関する記事を掲載します。

② 市フェイスブックなどによる情報発信（令和元年10月～）

毎月1回以上、市内の芸備線に関する情報を発信します。

③ 芸備線の歴史展示（令和2年度～）

庄原市交通交流施設（改修後の庄原駅舎）において、鉄道愛好家の協力を得て、芸備線の歴史を伝える写真パネルなどの展示を行います。

【事業費】

パネル・ボードなど 100千円

(2) 児童・生徒の乗車体験事業（令和2～3年度）

芸備線に対する市民の愛着を醸成するため、芸備線の利用経験が少ない児童・生徒などの乗車体験事業に取り組みます。

【事業概要】

1回当たり50人を定員とし、市内の芸備線を利用したモデルコースを設定して、小学校・中学校の課外研修、PTC事業などを募集します。（教育委員会と事前調整）

■モデルコースの例

例1 備後庄原駅～（JR）～比婆山駅 比婆山駅～（バス）～熊野神社
熊野神社～（バス）～備後落合駅 備後落合駅～（JR）～備後庄原駅

例2 東城駅～（JR）～備後落合駅 備後落合駅～（バス）～熊野神社
熊野神社～（バス）～備後落合駅 備後落合駅～（JR）～東城駅

【事業費】 440千円

乗車賃、移動の貸切バス代、乗車記念品などを市が負担します。

1回当たり110千円×4回/年

(3) 車窓からの秘境フォトコンテスト（令和2年度の秋・冬～令和3年度の春・夏）

定期列車の一般利用を促進するため、市内芸備線の車窓からでなければ撮影できない写真のコンテストを行います。

【事業概要】

市内外の鉄道・写真愛好家に情報発信し、写真を募集するとともに、プロの写真家及び当該協議会委員などで優秀作品を選定します。

秋・冬期（令和2年9月～2月末）、春・夏期（令和3年3月～8月末）

- ・ポスターやチラシの作成、情報発信、募集、取りまとめ
- ・撮影の日、乗車した列車（〇〇駅 〇時発など）の申告が必要
- ・応募作品は、1日・1乗車当たり1枚まで
- ・応募作品は市に帰属すること、市民広報などでの使用を承諾すること。
- ・乗車列車に応じ、乗車場所に戻る方法を案内する。
- ・表彰は次のとおり（案）

優秀賞 1期あたり5点

表彰状+賞金1万円+賞品1万円相当（比婆牛・宿泊施設宿泊券 など）

年間グランプリ 1点（優秀賞の中から選考）

表彰状+賞金10万円

年間準グランプリ 1点（優秀賞の中から選考）

表彰状+賞金5万円

【事業費】 2,023千円

賞金・賞品 200千円+100千円+50千円=350千円

審査会謝礼 5,000円×5人×3回（2期+表彰式）=75千円

ポスター @200×500枚×1.1=110千円

チラシ @10×20,000枚×1.1×2期=440千円

広告費 550千円（京阪神方面フリーペーパー広告）

芸備線バージョン缶バッジ @90×2,000個×1.1=198千円

その他経費（旅費・パネル・チラシ写真等データ謝礼 など） 300千円

(4) **市民グループ利用促進事業** (令和2～3年度)

市民の芸備線利用を促進するため、

- ① 5人以上の市民グループによる市内の芸備線利用に対し、利用者1人につき乗車運賃の1/2を助成します。(事業実施要綱を制定)
- ② 利用促進に資するイベント等(駅舎などを活用)を実施する市民グループに対し、事業費の1/2を助成します。(事業実施要綱を制定)

【事業費】 202千円

510円×20人×10団体

50,000円×2団体

(5) **庄原市カープ応援隊・JR利用コース** (令和2～3年度)

市内の芸備線利用を促進するため、庄原市カープ応援隊の事業を拡大し、JRを利用した応援事業を実施します。

【事業概要】

- ・往きは、備後庄原駅から広島駅までの区間に乗車することを必須とする。
- ・JRでの往復を原則とし、観戦後の復路乗車を考慮して、実施日を設定(マツダスタジアム、デーゲーム、年間約8試合)
- ・1試合当たりの定員は30人
- ・JR乗車運賃(大人)の1/2を助成

【事業費】 646千円

JR乗車運賃助成 大人・片道1,690円×1/2×往復×30人×8試合=405,600円

乗車記念品(スポーツタオル) 530円×1.1×30人×8試合=139,920円

負担金(チケット販売事務費ほか) 100,000円(庄原市カープ応援隊事務局)

6. 利便性向上計画

(1) 駅舎の整備・改修

① 備後庄原駅（令和元～2年度）

令和元年度には駅舎の大規模改修を行い、JR・バス・タクシーなどの総合待合室、交流スペースなどを有する庄原市交通交流施設とします。（令和2年9月からの供用開始予定）

② 備後落合駅のトイレ改修（令和2年度）

備後落合駅のトイレについて、簡易な洋式トイレを設置します。（リース）

【事業費】 214千円

(2) 三次ライナーの庄原乗り入れ要望（令和元年度）

現在、広島駅から三次駅までの運行となっている三次ライナー（快速）について、備後庄原駅までの運行となるよう要望活動を実施します。

なお、令和元年度の秋季の土・日・祝日において、備後庄原駅までの臨時運行が行われています。

【実績】

	上り 11:56 着 備後庄原駅	下り 17:26 発 備後庄原駅
10月26日(土) ～ 12月8日(日) (15日間)	661人 (258人)	421人 (258人)

※（ ）は内数で、庄原市観光協会ツアー

(3) 二次交通の案内

改修後の備後庄原駅に、JR・バスなどの案内表示板を整備（バス事業者に補助）するとともに、スマートホンの案内検索システムへの登録に取り組みます。

【事業費】 200千円

案内表示板設置費補助（以後の管理運営費を含む）

(4) 駐車場の整備と案内（令和2～3年度）

主要駅の駐車場について、利用者にわかりやすい案内表示や区画表示に取り組みます。

7. 事業スケジュール及び年度別事業費

(単位：千円)

年 度	事業費内容	年度別事業費
令和元年度	・市フェイスブックなどによる情報発信	
令和2年度	・市フェイスブックなどによる情報発信 「広報しょうばら」による情報発信 ・写真パネル展示 (100) ・児童生徒乗車体験事業 (440) ・車窓からの秘境フォトコンテスト (1,503) ・市民グループ利用促進事業 (202) ・カープ応援隊 (JR利用コース) (646) ・備後落合駅トイレ (214) ・案内表示板設置費補助 (200)	3,305
令和3年度	・市フェイスブックなどによる情報発信 「広報しょうばら」による情報発信 ・写真パネル展示 (100) ・児童生徒乗車体験事業 (440) ・車窓からの秘境フォトコンテスト (520) ・市民グループ利用促進事業 (202) ・カープ応援隊 (JR利用コース) (646)	1,908
合 計		5,213

8. 本計画における目標人員

(1) 事業別参加者

事 業	令和2年度	令和3年度	計
児童・生徒の乗車体験	320 人	320 人	640 人
車窓からの秘境フォトコンテスト	100 人	100 人	200 人
市民グループ利用促進事業	320 人	320 人	640 人
庄原市カープ応援隊・JR利用コース	240 人	240 人	480 人
合 計	980 人	980 人	1,960 人

(2) 備後庄原駅乗降者

平成30年度実績	令和2年度	令和3年度
42,174 人	43,000 人	43,000 人

9. 庄原市芸備線の存続に関する協議会設置要綱

庄原市芸備線の存続に関する協議会設置要綱を次のように定める。

平成 29 年 10 月 11 日

庄原市長 木 山 耕 三

庄原市芸備線の存続に関する協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 市域内における芸備線の存続及び利用促進に関する調査研究等を行うため、庄原市芸備線の存続に関する協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 芸備線の存続及び利用促進に関する調査研究及び情報収集
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 芸備線沿線の自治振興区関係者
- (2) 芸備線沿線の学校関係者
- (3) 芸備線の利用促進等に関する活動を行う団体に所属する者
- (4) 観光協会職員
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めたときは、任期中においても委嘱を解くことができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によってこれを定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、在任委員の過半数をもって開くものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、生活福祉部市民生活課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年10月12日から施行する。

10. 庄原市芸備線の存続に関する協議会委員名簿

※組織・役職等は委員就任時のものです。

号	委員	組織等	役職	氏名
(1)	芸備線沿線の自治振興区関係者	庄原地域自治振興区連絡協議会	副会長	東 泰治
		西城町自治振興区連絡協議会		永橋 則夫
		東城町自治振興区連絡協議会	会長	横山 邦和
(2)	芸備線沿線の学校関係者	庄原格致高等学校 P T A	監事	瀬戸 学
		庄原実業高等学校 P T A	会長	廣谷 信行
		西城紫水高等学校 P T A	副会長	中村 尚朋
		東城高等学校 P T A	会長	桑原 泉
(3)	芸備線の利用促進等に関する活動を行う団体に属する者	庄原駅周辺地区まちづくり協議会	会長	西田 学
		芸備線ミーティング		藤川 聖弘
		生きがい創造型サロン落合みらい	代表	柳生 光明
(4)	観光協会職員	一般社団法人庄原市観光協会	専務理事	坂田 忠則
		特定非営利法人西城町観光協会	事務局長	岡崎 優子
(5)	学識経験者	米子高等専門学校	教授	加藤 博和
(6)	その他市長が必要と認める者	備後庄原駅		清原 正明

